

## 近江八幡市立図書館雑誌スポンサー募集要領

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

広く雑誌の提供者を募り、近江八幡市立図書館（以下「図書館」という。）に新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とします。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、提供された雑誌の最新号カバー表面及び雑誌を設置する書架（以下雑誌架）に提供者名を表示し、図書館に配架します。個人を除くスポンサーは、併せて裏表紙に広告を表示することができます。

なお、雑誌の調達は図書館が行います。また、図書館に納入された雑誌は、図書館の所有になります。

### 3 雑誌スポンサー及び広告の対象

- （1）雑誌スポンサーになることができるのは、企業、商店、団体及び個人です。ただし、近江八幡市広告事業実施要綱（以下「市要綱」という。）第6条第1項各号および近江八幡市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第4条第1項各号に該当するものは、対象としません。なお提供期間中に該当するに至った場合も同様とします。
- （2）雑誌スポンサーが個人（個人事業主を除く）の場合は、広告を掲出することができません。
- （3）広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なう恐れのないものとし、掲載基準第5条第1項各号に該当するものは対象としません。

### 4 雑誌スポンサーが提供することができる雑誌及び、提供先図書館

図書館が作成した「提供雑誌リスト」から選定していただきます。提供先図書館は、近江八幡図書館、安土図書館のうち「提供雑誌リスト」で指定した範囲でお選びいただけます。

### 5 広告の規格・表示方法及び配架図書館

- （1）提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に、スポンサー名等の表示をします。表示の大きさは雑誌カバー、縦 3 cm、横 1 2 cm以内、雑誌架、縦 5 cm、横 1 5 cm以内とし、表示位置は、雑誌カバーは中央より下部に、雑誌架は、雑誌の配架位置の中央より上部とします。なお、スポンサー名は図書館ホームページで公表します。
- （2）個人（個人以外の事業主を除く。）以外のスポンサーは最新号カバー裏表紙に広告を掲示できます。広告は片面印刷とし、大きさは、カバーに収まるサイズとします。
- （3）広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- （4）掲出期間は契約期間内の発行雑誌とし、掲出の開始は、雑誌納入業者の領収書または金融機関の口座振込票等（写し可）での支払い確認後とします。
- （5）雑誌の配架位置は各図書館が指定します。

### 6 雑誌提供期間

- （1）提供期間は、教育委員会が雑誌スポンサーとなることを決定した日の属する月の翌月 1 日から翌年の3月31日までとします。ただし、申し込みをした日が12月から2月になるときは、雑誌スポンサーとの協議により雑誌の提供月を決定します。
- （2）雑誌スポンサーが雑誌の提供を継続する場合は、提供期間を更新前の提供期間満了日の翌月の 1

日から翌年の3月31日までとすることができます。

#### 7 申込みの受付

申込みは、随時受付します。

#### 8 申込み方法

雑誌スポンサー兼広告掲出申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を付けて図書館に持参、電子メール、郵送のいずれかの方法により提出してください。同一の提供先図書館かつ同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、申し込みの早い方を優先します。

#### 9 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

広告の内容は、市の広告事業実施要綱に規定する近江八幡市広告審査会（以下「広告審査会」という。）で審査を実施し、教育委員会が広告掲出の可否を決定します。

#### 10 結果通知

雑誌スポンサーの可否は、雑誌スポンサー兼広告掲出申込結果通知書（様式第2号）により通知します。

#### 11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

（1）支払いは原則として一括先払いとします。

（2）雑誌スポンサーが提供する雑誌が、休刊または廃刊された場合は、図書館と協議のうえ提供雑誌を決定します。

#### 12 広告内容の変更について

雑誌スポンサーが雑誌に掲出した広告の内容は、当該年度内で1回のみ変更できます。変更しようとする日の2か月前までに、広告内容変更届（様式第5号）を提出してください。広告審査会の結果に基づき教育委員会が広告掲出の可否を決定し、広告内容変更結果通知書（様式第6号）により申し込み者に通知するものとします。

#### 13 雑誌提供の中止届

雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする月の2か月前までに雑誌提供中止届（様式第3号）を提出してください。

#### 14 雑誌スポンサーの取消し

雑誌スポンサーが、市要綱第9条第1項各号に該当することが明確になった場合は、雑誌スポンサーを取消します。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から運用する。